

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法及び品川区特別区税条例に基づき、地方税の賦課・徴収に関する事務を行う。 （１）住民税賦課業務 【概要】 住民税とは、賦課期日（１月１日）現在、当区に居住する住民が地方公共団体に支払う税金である。住民及び各種関係機関から申告された課税資料に基づき、賦課決定・通知を行う。賦課決定においては、各種調査を行い、公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。 【内容】 ①庁内システムより賦課期日（１月１日）時点の住民基本情報、生活保護情報を取得し、課税対象者情報を作成する。 ②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書（住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書）を収受し、職員または委託業者によって課税イメージ管理システムにてスキャン後、データ化し税システムへ登録する。 ③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書（確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書）を地方税ポータルセンタ（国税連携システム・審査システム）を経由して受信し、職員または委託業者（地方税電子申告支援システム）によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。 ④税システムへ登録した各種申告書（住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・寄附金申告特例通知書）情報を、課税対象者情報、申告書のスキャンデータ・疑似イメージと紐付ける。 ⑤課税対象者以外の各種申告書は、住所地の自治体へ紙またはデータ（国税連携システム）で回送する。 ⑥課税対象者情報と紐付いた各種申告書情報を基に、賦課計算を行う。 ⑦給与支払者より提出される特別徴収関連申告書（異動届出書・特別徴収への切替申告書等）を収受し、徴収区分の判定処理を行う。 ⑧庁内システムより連携される年金特別徴収情報（介護保険情報等）を基に、年金特別徴収の中止判定処理を行う。 ⑨年金支払者より連携される年金特別徴収情報（年金対象者情報、年金中止依頼とその結果等）を地方税ポータルセンタを経由して送受信し、年金特別徴収の判定処理を行う。 ⑩賦課計算結果、特別徴収・年金特別徴収の判定処理を基に、特別徴収の場合は特別徴収義務者へ税額決定通知書を送付するとともに審査システムにて通知データを送信する。普通徴収または年金特別徴収の場合は、納税義務者へ税額決定納税通知書を送付する。 ⑪課税対象者のうち住民登録外の者について、住所地の他自治体へ住民登録外課税通知書を送付する。 ⑫住民より提出される修正申告・減免申請等、または給与・年金支払者より提出される訂正申告や特別徴収関連申告書を収受し、随時、賦課更正・異動処理を行う。 ⑬賦課更正・異動処理結果を基に、納税義務者または給与・年金特別徴収義務者へ税額変更通知書を送付する。 ⑭課税対象者等からの申請に基づき各種証明書（納税・課税・非課税）を発行する。 ⑮当区で保有する扶養は正情報等を税務署へ送付する。 ⑯税務署が保有する法定調書情報（配当・利子等）を国税連携システムを通じて取得し、賦課判定処理を行う。 ⑰決定した住民税賦課情報を庁内他部署や情報提供ネットワークシステムへ連携する。 ⑱所得・扶養状況等を情報提供ネットワークシステムを通じて、他自治体等関係機関へ調査・照会・回答する。
③システムの名称	(1) 税システム (2) 宛名システム (3) 課税支援システム (4) 地方税電子申告支援システム (5) 審査システム (6) 国税連携システム (7) 団体内統合宛名システム（番号連携サーバ） (8) 中間サーバ (9) 住民基本台帳ネットワークシステム (10) 証明書発行サーバ (11) 地方税共通納税システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民税情報ファイル、(2) 軽自動車税情報ファイル、(3) 収納管理情報ファイル、(4) 滞納整理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表24の項 番号利用法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 総務省令第五号第十六条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会>番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(48の項) <提供>番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれ る項(1、2、3、4、5、7、13、28、37、39、42、48、53、57、58、59、63、65、66、69、72、73、 75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、12 9、130、132、137、138、140、141、142、147、151、152、156、158、160、161、163、16 4、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし 複数人での確認や最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っているため。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証をはじめ、アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。また、特定個人情報の使用の記録、分析を行っていることから十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(1)税システム (2)宛名システム	(1)税システム (2)宛名システム	事前	平成28年9月(予定)からコンビニ交付サービスの開始を予
平成31年2月1日	I 関連情報 B. 評価実施機関における担当部署②所属	税務課長 黒田 肇暢	税務課長	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正
平成31年2月1日	II しきい値判断項目1対象人数	平成27年6月12日時点	平成31年1月1日時点	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正
平成31年2月1日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成27年6月12日時点	平成31年1月1日時点	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正
平成31年2月1日	IVリスク対策	—	様式変更にとともに新規作成	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正
令和1年11月1日	表紙 公表日	2019/2/1	2020/2/1	事前	再評価に伴う修正。
令和1年11月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報	②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報	事後	②③…平成27年4月より寄附金ワンストップ特例制度が創
令和1年11月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(2)軽自動車税賦課業務【概要】	(2)軽自動車税(種別割)賦課業務【概要】	事後	令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名
令和1年11月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(1)税システム (2)宛名システム	(1)税システム (2)宛名システム	事後	令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始した
令和1年11月1日	4. 情報提供ネットワークス	〈提供〉番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	〈提供〉番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法が改訂されたことに伴い、項目20、38、53、85の
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	再評価に伴う修正
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	再評価に伴う修正。
令和3年3月1日	表紙 公表日	2020/2/1	2021/3/1	事後	再提出に伴う修正。
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	再提出に伴う修正。
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	再提出に伴う修正。
令和4年11月1日	I 基本情報 1. 事務の内容		⑩情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事前	法改正に伴う修正 (情報照会項目の追加)
令和4年11月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正に伴う修正 (情報照会項目の追加)
令和4年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	再提出に伴う修正。
令和4年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	再提出に伴う修正。
令和6年12月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(1)税システム (2)宛名システム	(1)税システム (2)宛名システム	事後	システムリプレイスに伴う名称変更
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年11月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	再提出に伴う修正。
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	再提出に伴う修正。
令和7年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月1日 時点	令和7年3月3日 時点	事後	様式更新に伴う修正
令和7年3月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月1日 時点	令和7年3月3日 時点	事後	様式更新に伴う修正
令和7年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表一の16の項 総務省令第五号第十六条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表24の項 番号利用法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 総務省令第五号第十六条	事後	様式更新に伴う修正
令和7年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律の根拠	〈照会〉番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) 〈提供〉番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	〈照会〉番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(48の項) 〈提供〉番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、13、28、37、39、42、48、53、57、58、59、63、65、66、69、72、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、147、151、152、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、17	事後	様式更新に伴う修正
令和7年3月3日	I 関連情報 8. 人手を在介させる作業	-----	十分である	事後	様式更新に伴う修正
令和7年3月3日	I 関連情報 8. 人手を在介させる作業	-----	・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っているため。	事後	様式更新に伴う修正
令和7年3月3日	I 関連情報 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-----	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式更新に伴う修正
令和7年3月3日	I 関連情報 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-----	ユーザ認証をはじめ、アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。また、特定個人情報の使用の記録、分析を行っていることから十分である。	事後	様式更新に伴う修正